

小 笠 原 村

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	小笠原村	平成29年5月11日	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の補助対象事業
局	オリンピック・パラリンピック準備局、福祉保健局、産業労働局及び建設局	平成29年4月27日	

2 団体の概要

所在地	東京都小笠原村父島字西町（村役場）	
地勢	（区域） 聳島列島、父島列島、母島列島、火山（硫黄）列島及び3つの孤立島（西之島、南島、沖ノ島） （面積） 104.35 km ² （東京・父島間の距離） 約1,000 km	
人口	1,498 世帯 2,602 人	
都との関係	補助金	35件 4億6,105万余円（平成27年度交付額） 29件 2億6,408万余円（平成28年度交付額）
	うち、監査を実施したもの（表1）	8件 3億9,482万余円（平成27年度交付額） 6件 2億1,902万余円（平成28年度交付額）
	負担金	11件 6,185万余円（平成27年度交付額） 11件 7,200万余円（平成28年度交付額）
	うち、監査を実施したもの（表2）	4件 2,345万余円（平成27年度交付額） 4件 2,397万余円（平成28年度交付額）
	交付金	23件 8億7,113万余円（平成27年度交付額） 25件 8億7,487万余円（平成28年度交付額）

（注）上記数値等は、面積及び人口は平成28年10月1日現在、その他は平成29年3月31日現在である。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

所管局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
オリンピック・パラリンピック準備局	スポーツ施設整備費補助金	スポーツ施設整備費補助金交付要綱	区市町村の行うスポーツ施設の整備事業に要する経費を補助(1/2等)	-	16,828	-
福祉保健局	東京都簡易水道事業等補助金	東京都簡易水道事業等助成規則	市町村が行う簡易水道事業等の施設整備事業に要する経費を補助(7/10等)	158,928	95,662	116,692
	東京都へき地医療運営費等補助金	東京都へき地医療運営費補助金交付要綱	離島、山村等の地域住民の医療確保に要する経費を補助(1/2等)	71,305	71,911	71,931
	東京都へき地診療所医療機器整備費補助金	東京都へき地医療機器整備費補助金交付要綱	へき地町村が設置する診療所に係る医療機器の整備に要する経費を補助(3/4)	-	11,702	3,580
	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱	区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する子供家庭分野に係る事業に要する経費を補助(1/2等)	9,271	11,035	9,128
産業労働局	漁村地域防災力強化事業費補助金	漁村地域防災力強化事業費補助金交付要綱	町村等が行う漁村地域防災力強化事業に要する経費を補助(3/4以内等)	12,090	160,050	-
	東京都離島漁業再生支援事業費補助金	東京都離島漁業再生支援事業費補助金交付要綱	漁業集落が実施する漁場の生産力向上等に要する経費を補助(1/4等)	6,930	6,769	6,802
建設局	市町村土木補助事業補助金(道路事業(都市計画道路以外))	東京都土木費補助規程	市町村が行う土木事業に要する経費を補助(3/10以内等)	12,629	20,866	10,895
合計				271,153	394,823	219,028

(表2) 負担金の交付状況

(単位：千円)

所管局	負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
				平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
福祉保健局	児童手当等都負担金	児童手当都負担金交付要綱	児童手当法に基づき児童手当支給に係る費用の一部を負担(4/45等)	13,595	13,538	13,123
	国民健康保険基盤安定都負担金	国民健康保険基盤安定都負担金交付要綱	国民健康保険の保険料の一部等を負担(3/4等)	4,635	5,427	5,893
	国民健康保険高額医療費共同事業都負担金	国民健康保険高額医療費共同事業都負担金交付要綱	東京都国民健康保険団体連合会への拠出金の一部を負担(1/4)	2,631	2,935	3,245
	後期高齢者医療保険基盤安定都負担金	後期高齢者医療保険基盤安定都負担金交付要綱	低所得者等に対し設けられる保険料軽減措置に対し東京都後期高齢者医療広域連合の財政基盤の安定性を図るため軽減分を負担(3/4)	1,445	1,551	1,712
合計				22,308	23,452	23,974

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、表1及び表2の補助金等を監査対象として選定し、団体の補助対象事業等について、主に、財政援助の目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているか、などの観点から、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局

ア 基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法を明確に定めるべきもの

福祉保健局は、平成27年度子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱（以下「要綱」という。）に基づき、父島保育園トイレ改修等の基盤整備事業に対して補助金を交付している。

要綱によると、外構整備に係る経費は補助対象外であることから、表3のとおり、小笠原村が締結した工事契約金額のうち、「園庭遊具塗装替工事」に係る直接工事費を補助対象経費から除いている。したがって、直接工事費の金額をもとに算出する共通仮設費等（b）、（c）、（d）についても、「園庭遊具塗装替工事」に係る経費分を補助対象外とすべきである。

しかしながら、局は、基盤整備事業に係る工事契約金額の一部が補助対象外となった場合の補助対象経費の算出方法を要綱等に定めておらず、共通仮設費等全額を補助対象経費として認めており、適切でない。

局は、基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法を明確に定められたい。

（福祉保健局）

（表3）父島保育園トイレその他改修工事契約金額及び補助対象経費内訳（単位：円）

工 種	契約金額	補助対象経費
直接工事費計（a）	3,280,420	2,990,420
直接仮設工事	145,000	145,000
保育室トイレ改修工事等	2,755,420	2,755,420
園庭遊具塗装替工事	290,000	—
島しょ割増費	90,000	90,000
共通仮設費（b）	155,510	155,510
現場管理費（c）	534,500	534,500
一般管理費等（d）	429,570	429,570
工事費計（a）+（b）+（c）+（d）	4,400,000	4,110,000
消費税及び地方消費税	352,000	328,800
合計	4,752,000	4,438,800
補助金額（補助対象経費合計×1/2）		2,219,000